

社保審-介護給付費分科会

第255回 (R8.3.30)

資料 4

通信機能を備えた福祉用具について(報告)

厚生労働省老健局高齢者支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 少子高齢化の進展に伴い、単身高齢者の増加や介護離職、サービス事業所の人手不足などへの対応が求められる中、介護保険の福祉用具においても、テクノロジーを活用した取組が考えられる。
- 上記の観点から、通信機能を活用した福祉用具のあり方について、有識者で構成する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」でこれまで3回に渡り議論を重ね見直しの方向性を整理した。

【現状の整理】

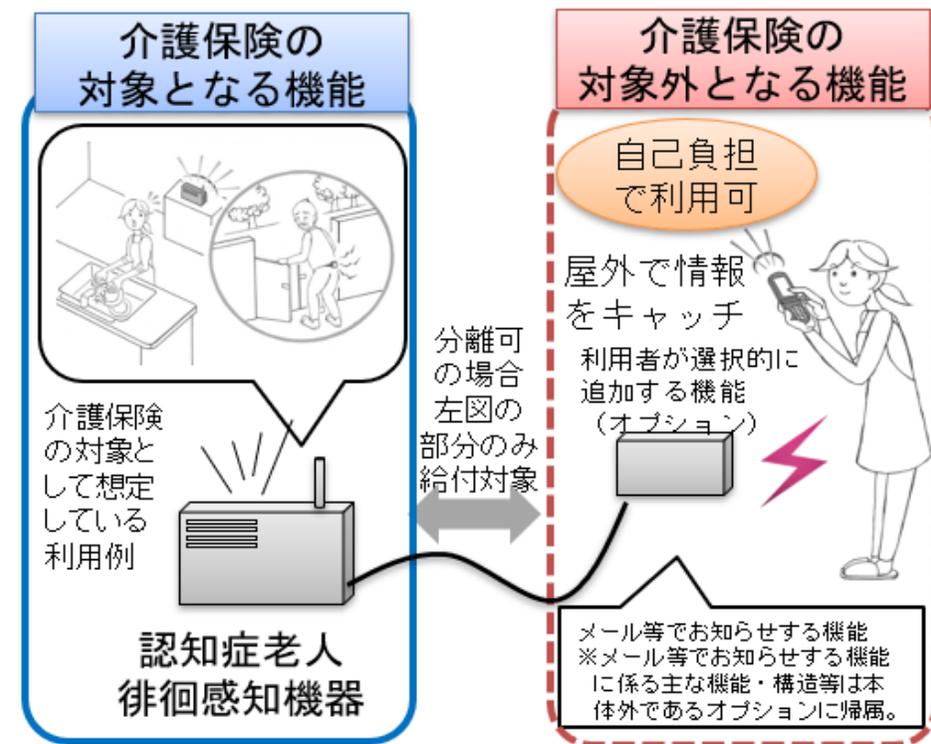
- 給付対象となる福祉用具は告示(※1)に定められた本来機能に限っており、本来機能と異なる機能は「複合的機能」に当たるとして認められていない。
- 現状、本来機能として通信機能を有する福祉用具貸与の種目は「認知症老人徘徊感知機器」のみ。(※)
*「認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの」
- また、通知(※2)では認知症老人徘徊感知機器に限り、通信機能が物理的に区分できる場合に限り、福祉用具の種目に相当する部分のみを給付対象としている(平成27年に通知改正)。

なお、特定福祉用具販売では、通信機能を有するものとして、排泄予測支援機器が認められている。

【課題】

- 「認知症老人徘徊感知機器」について、介護者が居宅の外にいる場合でも通信により位置情報を把握するニーズが高まっている。
- 福祉用具のIoT化が進んでおり、通信機能を備えた福祉用具を介護保険の給付対象とすることの検討が必要である。

現行の「認知症老人徘徊感知機器」のイメージ



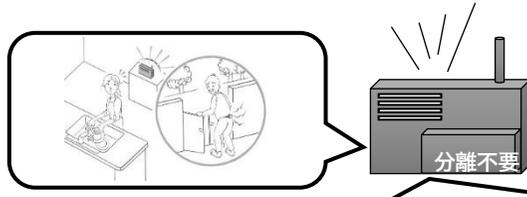
※1「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十三号)」
※2「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(老企第34号)(平成12年1月31日)

改正後のイメージ

---> はデータの流れ

介護保険の給付対象となる機能

①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具
(告示※)で「通報」が種目の機能として定められているもの)



認知症老人徘徊感知機器は、居宅外との通信機能を備えた場合
や通信機能が物理的に内蔵されている場合も給付対象

②用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具
(特定福祉用具販売の種目(選択制対象福祉用具以外)は除く)
(例)



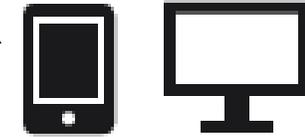
通信機能を内蔵可

新たに給付対象となるのは、本来機能に付属する通信機能として、
福祉用具の位置情報、バッテリーの状態、異常・故障の情報、使用状
況を通知する機能を給付対象とする。

利用者・家族等、必
要に応じて福祉用
具貸与事業者等が
通知を受け取るこ
とが可能



介護保険の給付対象外となる機能



給付対象外となる機能

- ・左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。
- ・なお、左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能
- ・利用者の自己負担による利用が考えられるサービス例
…ナビゲーション 等

給付対象外となる費用

- ・通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用及びサブスクリプション等に要する費用
- ・スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用
- ・福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用 等

【主な留意事項】

- ・なお、事業者への通知は、別に利用者への説明と同意を得ること。
- ・通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて、福祉用具専門相談員は利用者への説明と同意を得ること。
- ・位置情報等を第三者へ提供するに当たっては、個人情報保護に留意し、同意を得ること。

※ 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十三号)」

- 本日は、これまでの評価検討会の検討状況について本分科会にご報告するものであり、頂いた御意見を踏まえ事務局で関係団体と協議の上で下記の事項を盛り込んだ改正通知の発出やQ&A等の発出に向け、検討を進める。
- 施行時期については、福祉用具情報システム(TAIS)の改修に要する期間を踏まえて設定する。
- 上記のプロセスについて、改めて本分科会にご報告する。

製造製造事業者

情報提供

対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報を提供

サポート

福祉用具専門相談員が通信機能を備えた福祉用具の選定、活用するに当たって、効果的かつ安全に活用できるようサポート

貸与価格・自己負担価格の設定と実態調査

- ・既存種目における複合機能の明確化であることを踏まえた、標準的な価格の水準等の調査
- ・月平均100件以上の貸与実績がある製品については、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定を調査
- ・通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査

福祉用具貸与事業所

業務の範囲の整理

位置情報の通報後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務を担うものではなく、そのサービス提供は給付対象外(契約の締結により自己負担による利用は可能)

メンテナンス、使用状況についての通知後の対応は、福祉用具貸与事業所の本来業務である(保険給付内のサービス)

利用者への説明と同意

- ・給付対象外となるサービスを自己負担で契約することについての説明と同意
- ・個人情報の利用目的等についての説明と同意

効果的な活用方法の習得

有効に活用できるよう、その機能や活用方法、ネットリテラシーの習得に努める

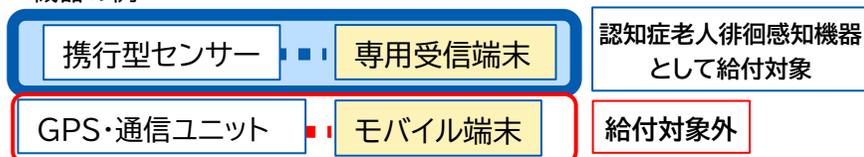
居宅介護支援事業所

通信機能を備えた福祉用具の実態把握調査結果(1) 認知症老人徘徊感知機器関係①

- 製造事業者等に対する調査の結果、現時点で、
 - ・携行型の認知症老人徘徊感知機器で、本来機能とは別に「位置情報を通知する機能」をオプションとして備えているものが2製品
 - ・認知症老人徘徊感知機器として介護保険給付対象となっていないが、位置情報の通信機能を有する機器が2製品確認された。

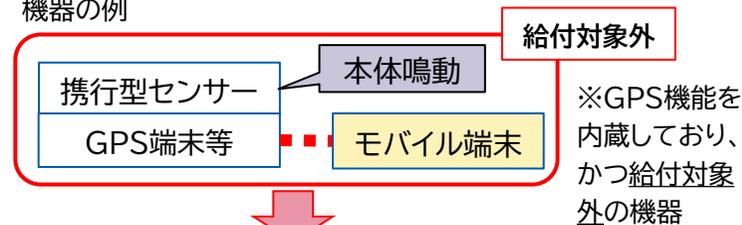
アンケート調査	調査企業数(回答数)	調査製品数(回答数)
	116社(48社)	336製品(99製品)

機器の例



※GPS端末等は物理的に分離、オプションとして利用者負担で付帯

機器の例



	機器A	機器B	機器C	機器D
介護保険福祉用具貸与の種目	認知症老人徘徊感知機器	認知症老人徘徊感知機器	給付対象外	給付対象外
外部へ通知する項目	屋外の位置情報、福祉用具の使用状況	屋外の位置情報	福祉用具の位置情報 福祉用具の異常・故障・使用状況	福祉用具の位置情報 福祉用具の使用状況
使用状況の通知内容	充電残量、操作履歴、充電目安、電源オンオフ	—	バッテリー温度の上昇、電源オンオフ、充電残量、充電目安	電源オンオフ、無通電時間、操作履歴、充電残量、充電目安
通信機能の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性の向上 ・家族の負担軽減 ・介護事業者の業務の効率化 ・データ活用による科学的介護の促進 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性の向上 ・家族の負担軽減 ・介護事業者の業務の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性の向上・自立の促進、家族の負担軽減、 ・機器の安全な利用の促進 ・情報の共有及びコミュニケーションの円滑化
貸与件数	1,000件程度	120件程度	—	—
貸与価格の例	10,000~15,000円程度	5,000~10,000円程度	—	—
オプション価格(※)	1,000円/月	300円/月	—	—

(※)介護保険における福祉用具の本来機能とは別に「位置情報を通知する機能」を、利用者の自己負担において利用する場合の価格

通信機能を備えた福祉用具の実態把握調査(1) 認知症老人徘徊感知機器関係②

- 認知症高齢者の徘徊防止を目的とした、GPS機能付きの認知症老人徘徊感知機器の活用について、製造事業者及び有識者を対象にしたヒアリングを実施。

ヒアリング概要

①利用者・家族への説明	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢の利用者や家族等には、モバイル端末も含め機器の操作方法をわかりやすく説明する必要がある○ <u>GPSや通信機能に限界がある点(例:山間部では電波が届かないケース)</u>について、利用者・家族への十分な説明と理解が必要
②緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">○ 位置情報の把握後に、<u>現地に駆けつけられる人員の確保が必要であるが、ケアマネジャーが対応することは難しく、シャドーワークになりやすい。</u>また、家族による対応は負担が大きい場合があり、保険外サービス(自己負担)の活用も含め適切な人的態勢の確保が前提○ 製造事業者のサポートセンターや自治体・警察との間で情報提供の連携が行われることも想定されるが、位置情報を必要な関係者に提供する際の事前同意については、製造事業者や貸与事業者等において手続きを整備することが望ましい。
③貸与事業所等への情報提供、役割分担	<ul style="list-style-type: none">○ 製造事業者と貸与事業者等の間では、トラブル発生時等の役割や責任分担について、事前に共通理解を得ておくことが必要。

※想定される典型的なトラブル事例(類似機器で既に把握されているものを含む)

- 機器の性能により通信の安定性が異なる。
- 通信障害により位置情報を取得できなくなった事例があった。
- スマートフォン等の登録や、操作、管理までサポートが必要な場合がある。利用者の理解度、慣れによっても異なる。
- 貸与事業所で対応できないトラブルが発生した場合、製造事業者が対応している事例が多くある

通信機能を備えた福祉用具の実態把握調査結果(2) 認知症老人徘徊感知機器以外関係①

- 認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具について、認知症の方が自宅を出た際などの位置把握・探索に活用されている事例は確認されなかった。
- 一方で、操作履歴や故障履歴等を把握し、福祉用具のモニタリングやメンテナンスに活用する機能を備えている機器(特殊寝台、電動車いす)が確認された。

福祉用具の位置情報、使用状況、異常・故障データを活用している機器(認知症老人徘徊感知機器以外)

	A	B	C
種目	簡易型電動車いす・電動車いすユニット	特殊寝台	ハンドル型電動車いす
位置情報	—	—	地点の通過・屋外の位置情報(GNSS)
使用状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業者がメンテナンス・故障等の訪問時にデータを取得 エラー履歴やバッテリー状態等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者がメンテナンス・故障等の訪問時にデータを取得 使用状況(操作履歴、充電等)の把握 異常・故障の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 使用状況(操作履歴、充電等)の把握 異常・故障の把握
通信機能の目的	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンスのための利用状況の把握 福祉用具利用のモニタリング、見直しの判断に活用 	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンスのための利用状況の把握 福祉用具利用のモニタリング、見直しの判断に活用 家族の負担軽減、支援者の業務の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 位置情報の把握により、故障時等の迅速な対応
対象者	要介護2～5 特例にて要支援者の利用も一定数あり	要支援1～2・要介護1～5・障害者	介護認定を受けていない高齢者
給付対象(現行)	給付対象	給付対象	給付対象外

調査結果を踏まえた見直し

介護保険の給付対象となる機能

①認知症老人徘徊感知機器

(告示※1で「通報」が種目の機能として定められているもの)



※1:厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第九十三号)

- 福祉用具の位置情報を通知する機能(※屋外に携行できる機器に限り「GPS・通信ユニット」も給付対象となる。)
- 福祉用具の異常・故障の情報、使用状況、バッテリーの状態を通知する機能

②認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目

(特定福祉用具販売の種目は選択制の対象福祉用具のみ該当)

(例)



- 福祉用具の異常・故障の情報、使用状況、バッテリーの状態を通知する機能

データの流れ



介護保険の給付対象外となる機能



給付対象外となる機能

- 左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。
 - なお、左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能
- ※利用者の自己負担による利用が考えられるサービス例
…位置情報を用いたナビゲーション機能 等

給付対象外となる費用(※2)

- 通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用やサブスクリプション等に要する費用
- スマートフォン・タブレット等の端末の導入費用
- 福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の導入費用 等

(※2) 適正な給付の確保の観点から、

- 上記が給付対象外となることについて、通知等において明記
- 通信費の目安についても示すとともに、フォローアップ調査を実施。

【主な留意事項】

- 通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて、福祉用具専門相談員は利用者への説明と同意を得ること。
- 位置情報等を事業者及び第三者に通知・提供するに当たっては、個人情報保護に留意し、利用者の同意を得ること。

調査結果を踏まえた見直し

① 認知症老人徘徊感知機器

複合的機能	通信機能による通知項目の例	給付可否
GPS等による位置情報の取得	屋外の位置情報 等	給付対象
使用状況	電源on・off、通電時間 等	
異常・故障	エラー履歴、エラーの内容 等	
修理交換の目安	バッテリーの状態、交換目安 等	
転倒・転落	福祉用具の転倒、利用者の転倒・転落 等	給付対象外
緊急通報・通話	緊急呼出・通話 等	
バイタルセンシング	心拍数、呼吸数、血圧、SpO2 等	
睡眠・活動状態のセンシング	睡眠、覚醒、活動状態 等	

② 認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目(例 車いす、車いす付属品、特殊寝台)

複合的機能	通信機能による通知項目の例	給付可否
使用状況	電源on・off、通電時間 等	給付対象
異常・故障	エラー履歴、エラーの内容 等	
修理交換の目安	バッテリーの状態、交換目安 等	
転倒・転落	福祉用具の転倒、利用者の転倒・転落 等	給付対象外
緊急通報・通話	緊急呼出・通話 等	
バイタルセンシング	心拍数、呼吸数、血圧、SpO2 等	
睡眠・活動状態のセンシング	睡眠、覚醒、活動状態 等	
GPS等による位置情報の取得	屋外の位置情報 等	

給付対象外の機能が含まれた機器は、その機能の利用に要する費用が利用者の自己負担であっても、福祉用具全体を給付対象外とする。

5. 今後のスケジュール

- 「福祉用具情報システム(TAIS)」の改修の完了に合わせ、改正通知を施行予定
- 併せて、自治体、福祉用具貸与事業所、居宅介護支援事業所等向け説明会を実施

今後のスケジュール

- 令和8年4月～:福祉用具情報システム(TAIS)の改修
- 令和8年6月頃:改正通知・Q&Aを発出
- 改正通知・Q&Aの発出後、自治体、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所等への説明会を実施
- TAISの改修が完了後、改正通知の施行

参考資料



介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】 <原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器（※2）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ（※2）
- ・ 歩行補助つえ（※2）
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】 <例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 簡易浴槽
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具（※1）
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

（※1）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※2 固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉杖は除く）は、選択制の対象福祉用具となる。）

【給付制度の概要】

- ①貸与の原則：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ②販売種目：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③選択制：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④現に要した費用：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差(1 SD)」（正規分布の場合の上位約16%）に相当する。

介護保険制度における福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象種目一覧 (イメージ)

福祉用具貸与

(原則要介護2以上で給付)

(要介護・要支援度に係わらず給付可能)

特定福祉用具販売

- 車いす
- 車いす付属品

- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品



- 体位変換器

- 床ずれ防止用具



- 移動用リフト

- 認知症老人徘徊感知機器



- 自動排泄処理装置



- 手すり



- スロープ



(携帯用スロープ)

(固定用スロープ)

- 歩行器



(歩行車)

(歩行器)

- 歩行補助つえ



(松葉杖)

(単点杖)

(多点杖)

- ◆ 腰掛便座



- ◆ 簡易浴槽



- ◆ 排泄予測支援機器



- ◆ 入浴補助用具



- ◆ 移動用リフトの吊り具の部分



- ◆ 自動排泄処理装置の交換可能部品

…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ (写真提供) 一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

福祉用具貸与の種目別給付実績

○ 種目別の給付費（単位数）は、「手すり」「特殊寝台」「車いす」「特殊寝台付属品」「歩行器」の順に多い。

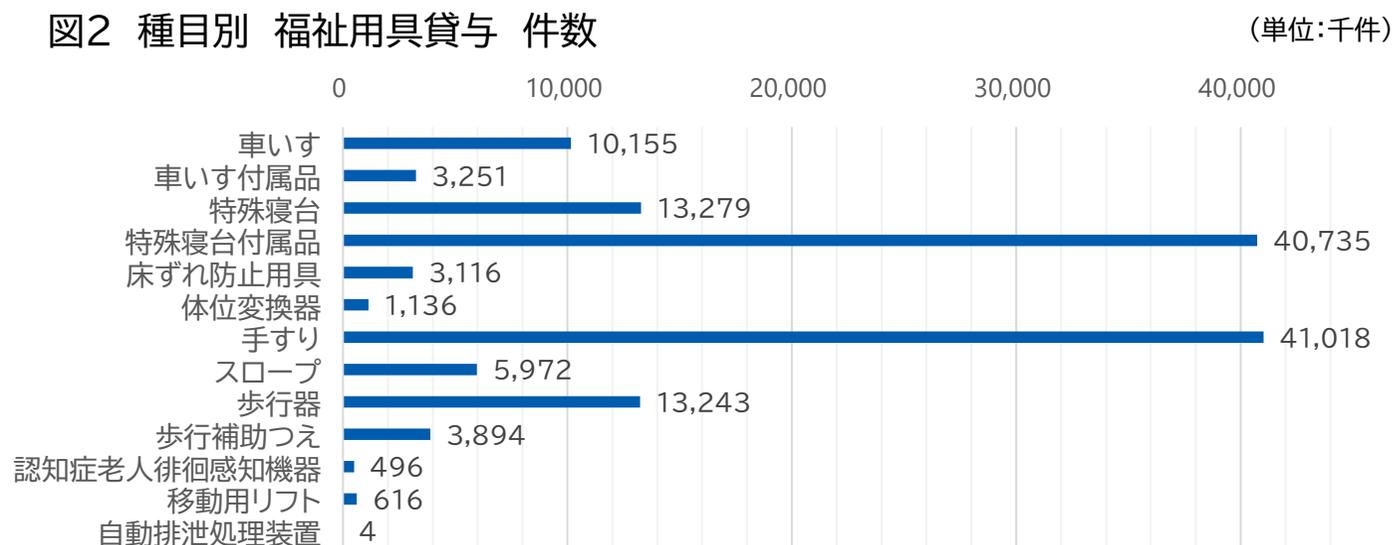
図1 種目別 福祉用具貸与 単位数



図3 種目別 福祉用具貸与 1件あたり費用

種目	1件あたり費用※
車いす	6,667円
車いす付属品	1,811円
特殊寝台	8,190円
特殊寝台付属品	1,220円
床ずれ防止用具	6,349円
体位変換器	3,428円
手すり	3,135円
スロープ	2,408円
歩行器	2,966円
歩行補助つえ	1,049円
認知症老人徘徊感知機器	6,506円
移動用リフト	16,242円
自動排泄処理装置	9,243円

図2 種目別 福祉用具貸与 件数

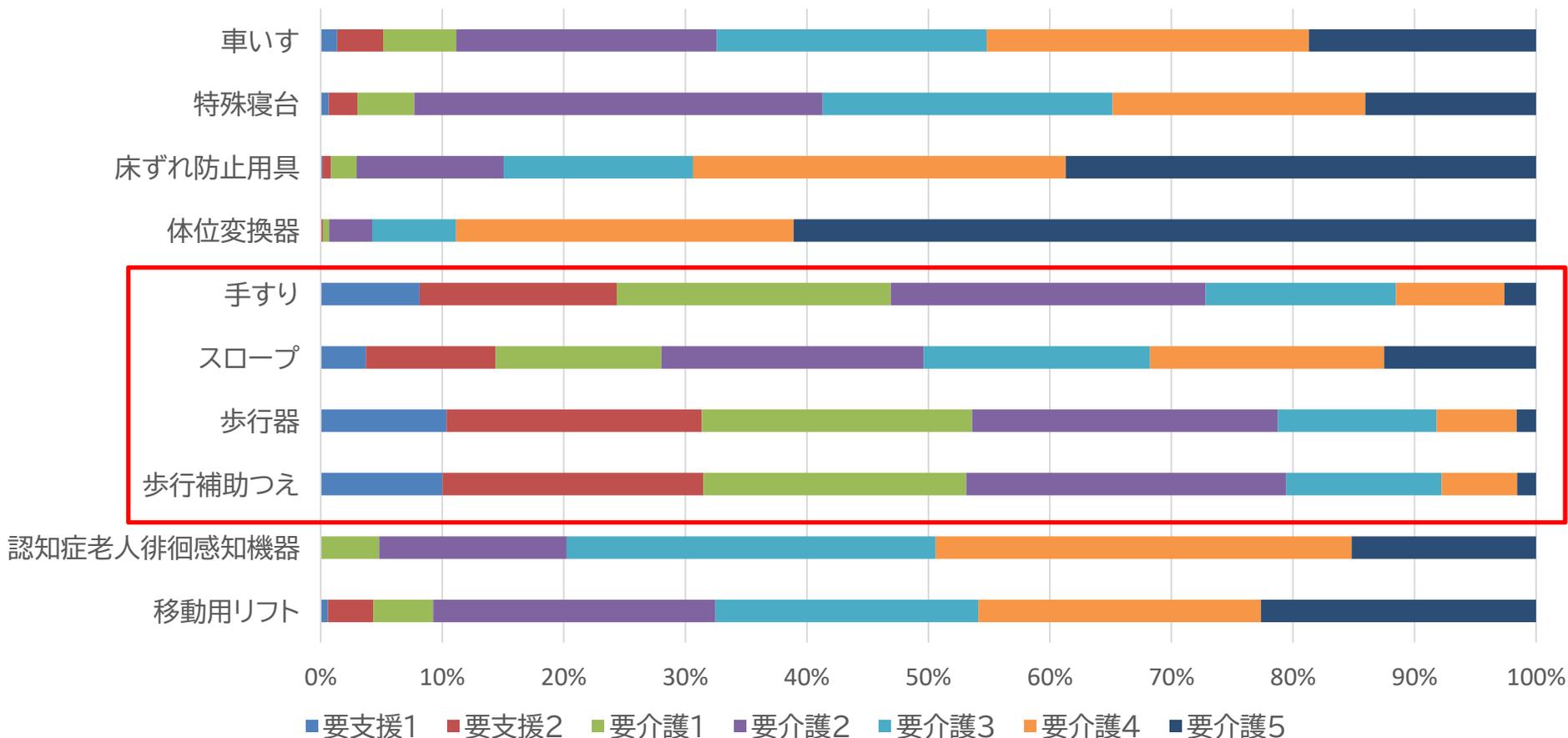


※ (種目別単位数 (図1) × 10) ÷ 種目別件数 (図2)

種目ごとの利用者の要介護度

- 付属品及び自動排泄処理装置を除いた種目ごとの要介護度割合は下図表の通り。
- 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえの4種目は、軽度者(要支援1～要介護1)による利用が多い種目となっている。

※ 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ以外の種目は、厚生労働省告示により要支援・要介護1(自動排泄処理装置は要支援・要介護1～3)については原則算定しないとしている。ただし、支援が特に必要な者等、一定の要件に該当する場合はこの限りではない。



※ 出典:介護給付費等実態統計(令和7年4月審査分)

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改正等について

時期	制度改正等の概要
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の施行
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定(※令和6年に改訂)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外に(※)一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し ・事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理(平成19年～平成23年にかけて開催) 論点1:いわゆる「外れ値」への対応について 論点2:比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3:専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充(40時間→50時間)、福祉用具専門相談員の要件の見直し(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外) ・福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことへの努力義務化 ・給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者へ説明の義務化 ・利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定 ・福祉用具の貸与価格の上限設定(月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)を上限)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種への関与を明示 ・福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮し、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 ・福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化 ・福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務付け

関係団体への周知・連携について

前回の主なご意見を踏まえ、

- ・製造事業者、福祉用具貸与・販売事業所には、福祉用具からの通知後の対応は給付対象外であるが利用者の自己負担により利用可能であること及び、貸与実績のある商品を対象にその価格設定や機器・データの利活用状況についてヒアリングすること
- ・福祉用具専門相談員、介護支援専門員等には、福祉用具の導入の必要性について説明し、同意を得る事項に通信環境の整備等に費用を要すること、について追記する等をしている。

関係団体・事業所等に連携・協力を求める事項（案） ※主な修正点は赤字

（製造事業者、福祉用具貸与・販売事業所向け）

- 福祉用具の製造製造事業者及び販売に携わる企業は、通信機能を備えた福祉用具を利用する対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報の提供をお願いする。
- 本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具から、利用者又は家族に対し通知を行った後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務の提供は給付対象外であるが、利用者と事業者の間で契約を締結することにより様々なサービスを利用者の自己負担により利用することは可能である。
- 本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、月平均100件以上の貸与実績がある製品については後日、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定や通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査を依頼することがあるので御協力をお願いする。

（福祉用具専門相談員、介護支援専門員向け）

- 福祉用具専門相談員は、通信機能を備えた福祉用具の利用を提案する際には、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、導入の必要性について介護支援専門員をはじめとする専門職と検討し、必要性があると認められれば、利用者及びその家族に通信機能の利用とそのための通信環境の整備等に費用を要すること及び個人情報利用目的等について説明し同意を得るようお願いする。
- 介護支援専門員は、福祉用具専門相談員等と連携し、通信機能を備えた福祉用具を利用する際には、その必要性を居宅サービス計画書に記載し、利用者・家族に説明し同意を得るようお願いする。